

河川入門講座（7）

河川の流水の使用（その1）

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



水は人間の生活に必要不可欠な最も基本的な資源ですから、まとまった水としての河川の流水は地下水と並んで非常に重要な存在です。

従って河川法では河川の流水に私権を認めないで、公的な管理の下に置かれるべきであるという考え方をとっています。

同じ河川のことでも、土地の場合は河川区域の指定がかかっても、私有地の存在が認められているのとでは大きな違いです。

公共性を強調して河川の流水は“公水”であると云います。

これに対して私有地の泉や井戸水などは私権が認められた“私水”ということになります。

河川流水が公水であるということは、明治29年（1896）制定の河川法（旧河川法）で130年近い昔、既に法定化されていますので、長い実績があります。

現行の河川法（昭和39年制定）では、最初の方の第2条で河川管理の原則として、流水の私権の否定を宣言しています。

第2条 河川は公共物であって、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行われなければならない。

河川の流水は私権の目的となることが出来ない。

（下線は筆者による）

従って河川の流水をちょっとした水汲みなどの自由使用の範囲を超えて大規模に使用するときは、河川管理者から“流水の占用許可”（河川法23条）を得る必要があります。

この許可された流水の占用すなわち排他独占的な取水の権利は、一般的には“水利権”と呼ばれ、河川管理者の承認のもとに他人に譲渡できるなど私権的な性格を有します。

以上のように、河川の流水の公水としての基本的な性格は法的には明確ですが、実際の水利権の運用に際しては色々と面倒な問題があります。

わが国の河川の流水は、急峻な地形と季節的な雨量の変化が著しいという気象条件とから、洪水流量は極端に大きく、その一方で平常時の流量は小さいという特性を有します。

例えば日本最大の河川の利根川の中流部では、治水計画上の最大の洪水流量は毎秒16,500立方米と大きいのに、平常時の渴水流量はわずか84立方米で、その違いは200倍にもなります。

又、平野を主体に水田開発が進み、そのため河川からの取水量も大きく、130年前の旧河川法の制定時、わが国的主要河川では農業用水の取水量は既に渴水流量を食い尽くしており、新規の取水の余地は殆ど無かったと云われています。

この逼迫した状況が、近代化に伴い登場した水道、発電、工業用水等の新たな取水の必要性と既存の農業用水との間に多くの紛争を引き起こしたのです。